

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

a l i c の理念を表した「行動憲章」及び運営上の方針・戦略等は、以下のとおりです。

(1) 行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構

行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構は、我が国の農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民の消費生活の安定に寄与するという使命を担っている。

a l i c 役職員は、こうした使命を果たすに当たり、公的資金を用いて国民生活において重要な農畜産物の安定供給を確保するという責務とその説明責任を深く自覚し、誇りと緊張感をもって業務に臨むとともに、農畜産物の生産・消費の現場に目を向けつつ、以下の指針に基づき、国民へのより良いサービスの実現に最善を尽くす。

- 1 法令と社会規範を遵守し、高い倫理観を保持する。
- 2 効率的かつ的確に業務を遂行する。
- 3 幅広い専門知識やノウハウを、蓄積・継承する。
- 4 真摯なコミュニケーションを通じ、職場内外での連携を深める。
- 5 情勢の変化に常に注意を払い、柔軟かつ迅速に対応する。

(2) 運営上の方針・戦略等

TPP11 協定等の発効以来、新たな国際環境の下に置かれている我が国の農畜産業は、持続的発展に向けてその体質強化と成長産業化を進めることが喫緊の課題となっています。こうした中で、a l i c の実施する牛・豚マルキン制度の国内生産者向けの経営安定対策や乳製品の輸入売買、野菜の価格安定制度、砂糖の価格調整制度などの需給調整・価格安定対策等の業務は、我が国の農畜産業の競争力強化策の根幹となるものであり、その執行に万全を期すとともに、近年多発する自然災害や動物疾病等に係る緊急対策を迅速かつ的確に実施することが求められています。このため、a l i c は、国との連携強化を図りつつ、機動的かつ効率的に業務を実施するとともに、業務の執行状況を見ながら必要に応じ体制を見直すなど対応に遺漏がないよう取り組んでいくことが必要であると考えています。

また、農畜産物をめぐる国内外の情勢が変化する中、海外を含めた農畜産物の需給・価格の動向、我が国の輸出可能性等に関連する情報を収集し、生産者・消費者を含め広く提供する業務の重要性も一段と高まっています。令和4年度から徐々に海外の関係者との対面による情報交換や現地調査も再開していますが、引き続き、これまで蓄積した様々なツールやパイプを活用するとともに、可能な限りニーズに即した内外の情報収集と S N

Sも活用した幅広い情報提供に努めたいと考えております。

6 中期計画及び年度計画

a l i c は、中期目標を達成するための中期計画と、これに基づく年度計画を作成しています。第4期（平成30年度～令和4年度）中期計画、令和4年度計画及び業務実績の概要は表1のとおりです。

中期計画及び年度計画の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

表 1

中期計画、令和 4 年度計画及び業務実績の概要

中期計画の概要		令和 4 年度計画の概要	令和 4 年度の業務実績の概要
第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務			
（1）経営安定対策			
◇ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書提出期限から 35 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付）	◇ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付）	- 販売確認申出書の提出期限から、全て 35 業務日以内に交付（2 万 5,977 件） - TPP11 協定の発効に伴い法制化された制度を引き続き適切に実施 - 本年度は全ての月において平均粗収益が平均コストを上回ったため、交付金交付の実績なし - TPP11 協定の発効に伴い法制化された制度を引き続き適切に実施
◇ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書提出期限から 30 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付）	◇ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付）	指定協会からの交付申請書の受理後、全て 14 業務日以内に交付金等を交付（278 件）
◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 14 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 14 業務日以内に交付）	◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 14 業務日以内に交付）	第 2 の 6 参照（P. 16）
◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	
（2）緊急対策			
◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則 18 業務日以内に事業実施要綱の制定） 【難易度：高】	◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則 18 業務日以内に事業実施要綱の制定）	◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則 18 業務日以内に事業実施要綱の制定）	肉用子牛価格の低落や配合飼料価格高騰への支援対策事業等について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に事業実施要綱を制定
2 畜産（酪農・乳業）関係業務			
（1）経営安定対策			
◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付）	◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付）	◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付）	交付対象事業者からの交付申請の受理後、全て 18 業務日以内に交付（160 件）

中期計画の概要		令和4年度計画の概要	令和4年度の業務実績の概要
【重要度：高】 ◇ 畜産業振興事業（酪農対策）に係る所要額の基金造成（概算払請求書受理日から14業務日以内に基金造成） 【重要度：高】 ◇ 畜産業振興事業（補完対策）の効率のかつ効果的な実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	◇ 畜産業振興事業（酪農対策）に係る所要額の基金造成（概算払請求書受理日から14業務日以内に基金造成）	◇ 畜産業振興事業（補完対策）の効率のかつ効果的な実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	- 補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成を行うため、事業実施主体からの概算払請求の受理後、14業務日以内に補助金を交付（8件） - 第2の6参照（P.16）
(2) 需給調整・価格安定対策			
◇ 指定乳製品等の輸入・売買 ◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売買（輸入業者から現品を受けた日から20日以内の売渡し）	◇ 国家貿易機関として国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 ◇ 指定乳製品等を国が示す方針による売渡し計画の数量の売渡し入札の実施 ◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売渡し（輸入業者から現品を受けた日から20日以内の売渡し）	◇ 国家貿易機関として国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 ◇ 指定乳製品等を国が示す方針による売渡し計画の数量の売渡し入札の実施 ◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売渡し（輸入業者から現品を受けた日から20日以内の売渡し）	- 国から通知のあった数量（13万7,202トン）について、全量を輸入入札 - 四半期毎に農林水産省畜産局長へ届け出る売渡計画に基づき、バター、ホエイ等の売渡入札を実施（1万3,946トン） - 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるという状況に至らなかったため、当該輸入・売渡しは実施しなかった
(3) 緊急対策			
◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定） 【難易度：高】	◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定）	◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定）	輸入粗飼料等の価格が高騰する中、国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減を図る酪農経営体に対し、輸入粗飼料等の価格の急騰による生産コストの上昇に係る補填金を交付する取組を支援する事業等について、国からの要請文受理後、18業務日以内に全ての事業実施要綱を制定（3事業）

中期計画の概要		令和４年度計画の概要	令和４年度の業務実績の概要
3 野菜関係業務			
(１) 経営安定対策			
◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 11 業務日以内）【重要度：高】	◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 11 業務日以内）	◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 11 業務日以内）	・ 登録出荷団体等からの交付申請の受理後、全て 11 業務日以内に交付（1,632 件）
◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 21 業務日以内）【重要度：高】	◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 21 業務日以内）	◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 21 業務日以内）	・ 登録出荷団体等からの交付申請書の受理後、全て 21 業務日以内に交付金等を交付（148 件）
◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の助成金の交付（交付申請受理日から 11 業務日以内）【重要度：高】	◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の助成金の交付（交付申請受理日から 11 業務日以内）	◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の助成金の交付（交付申請受理日から 11 業務日以内）	・ 都道府県野菜価格安定法人からの交付申請書の受理後、全て 11 業務日以内に助成金を交付（1,017 件）
◇ セーフティネット対策の適切な対応	◇ セーフティネット対策の適切な対応	◇ セーフティネット対策の適切な対応	・ 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会（Web 会議）において、同時利用の特例の内容、留意事項などを説明・周知するとともに、ベジ探において、野菜制度担当者を対象に、収入保険に係る説明動画を YouTube（alic チャンネル）を通じて、常時配信
◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	・ 収入保険と野菜価格安定制度の同時利用可能期間の延長について、農林水産省・全農等と緊密に連携して登録出荷団体等に対し周知し、登録出荷団体・都道府県野菜価格安定法人等からの照会等に適切に対応したほか、機構業務方法書実施細則を変更し特例を制定
◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	・ 契約野菜収入確保モデル事業について、野菜事業担当者会議（Web 方式）で事業内容を説明
(２) 需給調整・価格安定対策			
◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	・ 緊急需給調整事業及び大規模契約栽培産地育成強化事業について、野菜価格安定対策事業

中期計画の概要	令和４年度計画の概要	令和４年度の業務実績の概要
		実務担当者説明会（Web 会議）において、事業内容を周知 指定野菜 14 品目について、消費者が普段見ることができない収穫・出荷の工程の動画を YouTube（alic チャンネル）で公開するとともに、生産者、流通業者、消費者などからなる野菜需給協議会においても共有し、生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識を醸成
４ 特産（砂糖・でん粉）関係業務		
（１）経営安定対策		
◇ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から 8 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から 8 業務日以内に交付）	・ 対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書の受理後、全て 8 業務日以内に交付（231 件）
◇ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付）	・ 対象国内産糖製造事業者からの交付申請書の受理後、全て 18 業務日以内に交付（190 件）
◇ でん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から 8 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ でん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から 8 業務日以内に交付）	・ 対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書の受理後、全て 8 業務日以内に交付（64 件）
◇ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付）	・ 対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請書の受理後、全て 18 業務日以内に交付（66 件）
（２）需給調整・価格安定対策		
◇ 輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月 15 日まで公表）	◇ 輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月 15 日まで公表）	・ ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月 15

中期計画の概要		令和4年度計画の概要	令和4年度の業務実績の概要
◇ 輸入指定でん粉の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）		◇ 輸入指定でん粉の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）	日までに公表 ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月15日までに公表
5 情報収集提供業務			
◇ 調査テーマの重点化		◇ 情報検討委員会における意見等を踏まえた調査テーマの重点化	- 令和5年2月から3月にわたり、情報検討委員会を分野毎に開催し、令和4年度の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む令和5年度の計画について検討 - 重点テーマに即した農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報を提供 - ウクライナ情勢による飼料費・燃料費などの高騰が農畜産物の需給に与える影響という重点テーマ設定後に重要性が高まったテーマについて、ウクライナ農業政策食料省や国連など行政機関の他、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）やコンサルタントなど民間機関など様々な情報源から情報を収集し、ホームページ、情報誌、職員による講演などを通じ、数多くの情報を積極的かつタイムリーに発信 - 中国の需給動向の重要性が高まる中、新型コロナウイルスに係る規制の緩和後、中国（香港）において畜産物の消費に関する現地調査の実施や、従前より関係のあった大学に委託して中国の需給情報を収集・提供 - 海外情報について、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）との委託により、引き続き北

中期計画の概要	令和４年度計画の概要	令和４年度の業務実績の概要
◇ 需給等関連情報の提供（需給関連情報は情報収集から８業務日、需給動向情報は情報収集の翌月までに公表）	◇ 調査報告会等の開催（調査結果の普及と情報ニーズの把握）	米、ＥＵ及び大洋州地域を対象範囲とした調査事業を実施し、情報の収集・提供業務を行う体制を維持 - 外部の者を対象とした調査報告会の開催について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、集合形式での実施が困難であったが、Teamsと動画ツール（YouTube：alicチャンネル）を活用して対応。特に「豪州におけるWagyuの位置付けと改良の実態」のYouTube配信は、１か月間の配信期間において再生回数 265 回と視聴が過去最高 「畜産の情報」において海外の様々な国・地域における畜産物の需給動向に関する記事を毎月ホームページで公表していたところ、農林水産省より、同省が発行している「食料安全保障月報」に掲載したいと依頼があり、「ALIC 提供」と明記された上で記事のURLが毎号掲載 - 調査報告会：４回 - 外部からの講演依頼：８回 - 新聞等での引用：１,120 件 面談等による個別説明の要請：９件 - 需給等関連情報 1,214 件の全てを情報収集から８業務日以内に公表 - 情報利用者等から 207 件の問合せがあり、情報を保有していた 195 件については、全て翌業務日以内に対応。情報を保有していなかった問合せ 12 件についても、２～９日後までに

中期計画の概要		令和4年度計画の概要		令和4年度の業務実績の概要	
対応					
◇ 全ての情報誌の読者を対象にアンケート調査を実施し、その集計結果は5段階評価で4.2の評価(回答1,189件)		◇ 全ての情報誌の読者を対象にアンケート調査を実施し、その集計結果は5段階評価で4.2の評価(回答1,189件)		◇ 全ての情報誌の読者を対象にアンケート調査を実施し、その集計結果は5段階評価で4.2の評価(回答1,189件)	
◇ アンケート調査結果や情報検討委員会での議論等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより業務の効率化を行うとともに、重点テーマに基づく調査の結果を特別編集として情報誌に反映		◇ アンケート調査結果や情報検討委員会での議論等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより業務の効率化を行うとともに、重点テーマに基づく調査の結果を特別編集として情報誌に反映		◇ アンケート調査結果や情報検討委員会での議論等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより業務の効率化を行うとともに、重点テーマに基づく調査の結果を特別編集として情報誌に反映	
6 TPP 等政策大綱への対応					
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 業務運営の効率化による経費の削減					
◇ 業務経費の削減（対前年度比1％減）		◇ 業務経費の削減（対前年度比1％減）		◇ 業務経費（附帯事務費）予算額は、対前年度比の毎年度平均は1.0％を抑制	
◇ 一般管理費の削減（対前年度比3％減）		◇ 一般管理費の削減（対前年度比3％減）		◇ 一般管理費（人件費等を除く。）予算額は、対前年度比の毎年度平均は3.0％を抑制	
2 役職員の給与水準の検証					
3 調達の合理化					
4 業務執行の改善					
◇ 業務執行の改善、第三者機関による点検・評価、点検・評価結果の業務運営への反映		◇ 業務の進行状況・実績の四半期毎に点検・評価		◇ 年度計画を具体化するための工程表を年度初めに策定し、これに基づく四半期毎のヒアリングにおいて、工程表の内容と実績を比較し、業務の進捗状況等の点検・評価を実施	
		◇ 令和3年度実績自己評価の第三者機関による点検・評価		◇ 令和4年6月に外部有識者からなる機構評価委員会を新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から Web 会議により開催し、令和3年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施	

中期計画の概要		令和４年度計画の概要	令和４年度の業務実績の概要
◇ 補助事業について、達成状況等の自己評価、第三者機関による補助事業の審査・評価、必要に応じた業務の見直し		◇ 点検・評価結果の業務運営への反映	・ 業務運営に反映させる必要がある点検・評価結果の事項は特になし
		◇ 補助事業の達成状況の自己評価	・ 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を実施
		◇ 第三者機関による事業の審査・評価	・ 令和４年７月に外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から Web 会議により開催し、事業の評価等を実施
		◇ 必要に応じた業務の見直し	・ 委員会において、委員からは、業務運営に反映すべき指摘事項は特になし
５ 機能的で効率的な組織体制の整備			
６ 補助事業の効率化等			
◇ 公募による事業実施主体の選定		◇ 公募による事業実施主体の選定	・ 令和４年度当初予算等及び令和５年度当初予算に係る畜産業振興事業（１３事業）及び令和４年度当初予算に係る野菜農業振興事業（２事業）について、事業実施主体の選定に当たっては公募を実施
◇ 事業説明、現地確認調査等の実施		◇ 事業説明、現地確認調査等の実施	・ 畜産部門では、畜産業振興事業において、必要のあった拡充１５事業について、事業実施主体に対する事業説明会（２５回）及び現地確認調査（１６回）を実施。なお、継続事業についても同様の説明会（８回）及び現地確認調査（２７回）を実施
			・ 野菜部門では、野菜農業振興事業における拡充事業（１事業）について、事業実施主体に対する説明会等（１３回）及び現地確認調査（１回）を実施

中期計画の概要		令和4年度計画の概要	令和4年度の業務実績の概要
◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択	◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択	◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択	- 畜産業振興事業における施設整備事業について、それぞれ評価基準を満たしていたものを採択（費用対効果分析 1 件、コスト分析 57 件） - 事業の要領及び実施計画の承認並びに補助金の交付決定について、事業実施主体からの申請後、10 業務日以内で実施（畜産分野 920 件、野菜分野 317 件、計 1,237 件）
◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から 10 業務日以内）	◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から 10 業務日以内）	◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から 10 業務日以内）	
7 ICT の活用による業務の効率化			
◇ TPP 等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICT の活用等を検討し、業務運営の効率化を推進	◇ TPP 等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICT の活用等を検討し、業務運営の効率化を推進	◇ TPP 等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICT の活用等を検討し、業務運営の効率化を推進	- 文書管理及び会計事務の電子決裁化に対応したシステムの構築を令和4年度中に実施 - グループウェア (Garoon) を用いた内部の申請手続きの電子化を推進 - 肉用牛交付金システムについては、都道府県団体がオンラインで制度対象牛を登録等することを可能とする Web 化の作業を、指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムについては、輸入予定から検収までの情報を Web 上で入力・閲覧することを可能とするクラウド化の構築をそれぞれ行い、令和4年度中に運用を開始 - 砂糖・でん粉関係業務に係るシステムについては、砂糖・でん粉を使用した食品を輸出した場合の売買差額返還請求手続についても、オンラインで行える機能を令和4年度に追加 - 農林水産省共通申請サービス (eMAFF) の活用について、令和4年度から本格的運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度については、機構へ直接申請する生産者だ

中期計画の概要		令和4年度計画の概要	令和4年度の業務実績の概要
			けでなく、積立金管理者を通じて申請する生産者についても eMAFF により申請できるような構築
8 情報システムの適切な整備及び管理			
◇	情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル庁大臣決定)に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討	◇ 情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル庁大臣決定)に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討	・ PMOの設置等の体制整備について、令和4年9月の中期計画の変更後、速やかに検討を開始し、年度内に機構として適当なPMOの体制・役割を決定するとともに、設置規程を整備
9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制			
第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画			
1 財務運営の適正化			
2 資金の管理及び運用			
第4 短期借入金の限度額			
1	運営費交付金の受入遅延等による資金不足となる場合の資金短期借入金の限度額は単年度4億円とする		
2	国内産糖価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度800億円とする		
3	でん粉価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度120億円とする		
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			
1	緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付		
2	平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付		
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			
第7 余剰金の使途			
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
1 ガバナンスの強化			
◇	内部統制の充実・強化	◇ 内部統制委員会の開催	- 令和4年5月に内部統制委員会を開催し、令和3年度のモニタリング結果等の点検を実施 - 行動憲章の浸透をさらに促進するため、行動

中期計画の概要	令和４年度計画の概要	令和４年度の業務実績の概要
	◇ 役員会の開催 ◇ 幹部会の開催 ◇ 内部監査の実施 ◇ リスク管理の取組の実施 ◇ 個人情報保護対策の実施	憲章周知週間を設け、ポスター掲示及び認識等に関するアンケートを実施 ・ 財務諸表の承認申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を開催（16回） ・ 原則毎週、役員等をメンバーとする幹部会を開催し、組織として取り組むべき課題の把握・共有等を行い、その内容について職員に周知 ・ 創立記念行事等の理事長メッセージは動画配信により伝達 ・ 年度計画に基づき、対象とした４部署の所掌業務、法人文書の管理、個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の実施状況について、内部監査を実施 ・ 令和４年９月にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議 ・ リスク管理の形骸化防止のため、令和４年１１月～１２月に職員（臨時職員を除く）を対象として、リスクの予測や予防策の策定について習得すること及び担当業務のリスクに関する意識を高めることを目的に動画視聴等による研修を実施 ・ 個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省）に職員６名を参加させ、また、地方事務所において派遣職員を対象に指導を実施 ・ 令和４年１１月～１２月にコンプライアンスに関する認識度調査を実施して、個人情報の漏

中期計画の概要	令和４年度計画の概要	令和４年度の業務実績の概要
◇ コンプライアンスの推進	◇ コンプライアンスの推進	えい防止のための対応が概ね適切に行われていることを確認 - 令和５年２月～３月に、個人情報保護管理担当者（各課長）を対象に、個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検を実施 - コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知、研修及び認識度調査、「コンプライアンス推進週間」（５月、１０月）における各種取組を実施 - 令和５年３月にコンプライアンス委員会を開催し、令和４年度のコンプライアンス推進実績等を報告。また、令和５年度の推進計画について審議の上、策定
２ 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
３ 情報公開の推進		
◇ 情報開示及び照会事項への対応（原則翌業務日以内に対応）	◇ 情報開示及び照会事項への対応（原則翌業務日以内に対応）	◇ 情報提供した事項に対する照会については全て翌営業日以内に対応（１件）
◇ 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進（翌年度９月末までに公表）	◇ 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進（翌年度９月末までに公表）	◇ 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和４年９月末までにホームページで公表
◇ 生産者等への資金に係る情報公開の推進（翌年度９月末までに公表）	◇ 生産者等への資金に係る情報公開の推進（翌年度９月末までに公表）	◇ 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を令和４年９月末までにホームページで公表
◇ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表）	◇ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表）	表 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び交付金の事業別、地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページ

中期計画の概要	令和４年度計画の概要	令和４年度の業務実績の概要
		ページで公表 基金管理基準に基づき、対象基金の名称、基金額等の基本的事項等を令和４年10月にホームページで公表
4 消費者等への広報		
◇ 消費者等への情報提供	◇ ホームページの「消費者コーナー」の充実等による消費者等への分かりやすい情報提供の推進 ◇ 消費者等との意見交換会等を通じた農産物や機構業務に関する消費者等の理解促進	- alic の役割や業務の必要性を紹介するコンテンツについて、新たに動画を作成するとともに、砂糖制度の周知・浸透のための動画３本をYouTube (alic チャンネル) 及び消費者コーナーで公開 - 指定野菜 14 品目の収穫から出荷までの様子を消費者向けに紹介した動画を YouTube (alic チャンネル) で公開 - 広報誌については、Web 及び電子ブックで毎月発行し、Facebook による情報発信については、機構の認知度向上と農畜産業や機構業務への理解を深め、機構のファンを増やすため、引き続き実施。特に、Facebook では、生産地や生産現場に関する情報を地方事務所を活用して積極的に発信 - でん粉の需給動向や機構が実施するでん粉の価格調整制度について、消費者等の理解促進を図るため、Web 会議を利用した関係者との意見交換会を開催 - alic セミナーの開催（４回）、YouTube (alic チャンネル) や Web 会議を通じて、消費者等への情報提供 - 農林水産省等が主催する「第 17 回食育推進全

中期計画の概要	令和４年度計画の概要	令和４年度の業務実績の概要
◇ ホームページの機能強化	◇ ホームページの機能強化	国大会」や「第61回農林水産祭実りのフェスティバル」に出展し、消費者等に機構が行う業務や役割を理解してもらうとともに、農畜産物の正しい知識を啓発 ・ アクセス解析ソフトによりホームページのアクセス数等の集計分析を行い、各部へその結果を提供し、情報提供の充実に活用 ・ ホームページのトップページについて、アンケート調査の結果等を踏まえ、全面的にリニューアルし、「新着情報」などの主なコンテンツを分かりやすく整理するとともに、旬の情報やスライダーで流れるデザインに一新したほか、機構が扱っている農畜産物の専門用語を分野ごとに検索できる「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新 ・ 農畜産業及びその関連産業の発展に資するための関連事業者等への広告掲載について、ホームページ7者、情報誌のメールマガジン2者へ掲載の機会を提供
5 情報セキュリティ対策の向上 ◇ 情報セキュリティ対策の改善	◇ 情報セキュリティ対策の改善	令和４年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき以下の取組を実施 ① 役職員を対象として外部講師による動画配信型の情報セキュリティ研修、標的型メール訓練及びテレワーク時を含む情報セキュリティ対策に関する自己点検の実施 ② 情報セキュリティインシデントへの対応力を高めるため、外部通信遮断訓練及び情報

中期計画の概要	令和4年度計画の概要	令和4年度の業務実績の概要
		報システム担当職員を対象とした連絡訓練の実施 ③ 情報セキュリティ対策、ICTリテラシー、不審メール対処方法等について、ポップアップ形式で役職員に対し随時周知 等 情報セキュリティ委員会での審議を経て、令和5年度情報セキュリティ対策推進計画を策定
6 施設及び設備に関する計画		
7 積立金の処分に關する事項		
8 長期借入れを行う場合の留意事項		

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

a l i c の主務大臣は、独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「機構法」という。）に基づき、農林水産大臣となっております。

② ガバナンス体制図

平成 26 年の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の一部改正等を踏まえ、業務方法書の一部改正を行い、これに基づき平成 27 年に内部統制に関する基本方針を制定しました。同方針では、役職員の職務の執行を関係法令に適合させるなど a l i c の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を、次図のとおり整備しています。

この内部統制システムによるガバナンスとして、内部統制の推進を図るための体制を整備し、内部統制の有効性を監視するために業務管理や業務改善等の通常の業務に組み込まれて行われる日常的モニタリングに加え、後述の委員会等における推進状況の点検及び検討等を行うため内部統制委員会を設置するとともに、①業務の有効性及び効率性の確保、②法令等の順守、③危機管理、④情報保存管理を軸に体制を整備し、それぞれに設置した委員会等によりモニタリング（独立的評価）を行っています。

また、内部統制の有効性のチェックのため、通則法に基づく監事及び会計監査人の監査に服するとともに、a l i c 独自の対応として、毎年の事業の実績や補助事業の執行、契約の実施状況について、外部の有識者に評価・点検を受けるための仕組みを設けることで、業務の遂行に際しての P D C A サイクルの徹底を図っています。

内部統制システムの整備に関する事項の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。 <https://www.alic.go.jp/disclosure/about-alic.html>

		～ 令和5年9月30日	括・酪農乳業部担当	輸出・国際局付（国際戦略グループ長） 令和3年9月 農林水産省退職（役員出向）
理 事	すがみや まさき 菅宮 真樹	令和3年10月1日 ～ 令和5年9月30日	調査情報部担当	昭和63年4月 外務省入省 令和2年8月 在カナダ日本国大使館参事官（公使） 令和3年9月 外務省退職（役員出向）
理 事	ふじの てつや 藤野 哲也	令和3年10月1日 ～ 令和5年9月30日	畜産経営対策部・畜産振興部担当	昭和59年4月 畜産振興事業団入団 平成30年4月 農畜産業振興機構畜産振興部付 令和3年9月 農畜産業振興機構退職
理 事	かみおおた みつまさ 上大田 光成	令和3年10月1日 ～ 令和5年9月30日	野菜業務部・野菜振興部担当	昭和62年4月 農林水産省入省 令和3年3月 林野庁関東森林管理局长 令和3年9月 農林水産省退職（役員出向）
理 事	もりた けんじ 森田 健児	令和3年10月1日 ～ 令和5年9月30日	特産調整部・特産業務部担当	平成2年4月 農林水産省入省 令和3年7月 農林水産省大臣官房付 令和3年9月 農林水産省退職（役員出向）
監 事 （常勤）	もりやま いくお 守山 郁雄	令和4年4月1日 ～ 令和4年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		昭和59年4月 住友商事（株）入社 令和2年6月 住友商事（株）国内担当役員付 令和4年3月 住友商事（株）退職
監 事 （常勤）	やじま あきひろ 矢島 章弘	平成30年6月26日 ～ 令和4年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		昭和53年4月 三菱商事（株）入社 平成27年7月 UNITEDFOODSINTERNATIONAL（株）常務取締役 平成30年3月 UNITEDFOODSINTERNATIONAL（株）退職

② 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

（３）職員の状況

令和4年度末の常勤職員数は225人（前期末229人）であり、平均年齢は41.7歳（前期末42.1歳）となっています。このうち、国からの出向者は15人です。

（４）重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
該当ありません。
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当ありません。
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当ありません。

（５）純資産の状況

① 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	30,555	—	—	30,555
資本金合計	30,555	—	—	30,555

令和4年度末の資本金（政府出資金）は30,555百万円であり、その内訳は畜産勘定29,965百万円、野菜勘定261百万円、肉用子牛勘定329百万円となっています。

② 目的積立金等の状況

令和4年度は、目的積立金の申請を行っていません。

積立金の取崩状況については、事業の財源に充当するため補給金等勘定において1,408百万円、でん粉勘定において948百万円、前中期目標期間繰越積立金を取り崩しています。

補給金等勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に規定する加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付業務及び指定乳製品の価格の安定に関する措置の業務に充てるため、平成30年6月29日付けで主務大臣から承認を受けて行ったものです。

また、でん粉勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第5号へに規定する業務に充てるため、平成30年6月29日付けで主務大臣から承認を受けて行ったものです。

(6) 財源の状況

① 財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

令和4年度の法人単位の収入決算額は300,521百万円で、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率
運営費交付金	2,901	1.0%
国庫補助金	15,468	5.1%
その他の政府交付金	157,703	52.5%
業務収入	58,088	19.3%
その他の収入（運用収入 他）	66,362	22.1%
合計	300,521	100%

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、業務収入、その他の収入があります。

収入全体の約 2 割を占める業務収入の内訳は、輸入乳製品売渡収入 14,605 百万円、指定糖調整金・加糖調製品調整金収入 36,168 百万円、でん粉価格調整事業収入 7,315 百万円となっております。

輸入乳製品売渡収入は、WTO 協定に基づき、国家貿易機関としての国際約束数量（カレント・アクセス）の指定乳製品等の輸入・売渡しと国内需給に応じた指定乳製品等の追加輸入・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、輸入指定糖・加糖調製品調整金収入は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき輸入される指定糖、異性化糖、加糖調製品の買入れ・売渡し、でん粉価格調整事業収入は、同法に基づき輸入されるコーンスターチ用とうもろこしの買入れ・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、その他の収入は、運用収入 320 百万円のほか、砂糖勘定における借入金 53,750 百万円などとなっております。

（7）社会及び環境への配慮等の状況

業務における環境配慮については「独立行政法人農畜産業振興機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成 28 年度～令和 12 年度）」を策定し、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の使用量の削減に努めております。また、環境配慮の一環として、「クールビズ」の励行をはじめとして政府の夏季及び冬季の省エネルギーの取組に協力するとともに、ワークライフバランスの観点からも定時退勤の促進等に取り組んでいます。

この他、社会貢献活動の推進については、女性活躍推進法に基づく管理職への女性の積極的な登用や障害者雇用促進法に基づく障害者雇用、「国民安全の日」における安全確保の取組、国土緑化運動の推進のための「緑の募金運動」への協力や農畜産業の振興に寄与する行事への後援等を行っています。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

（1）リスク管理の状況

リスク管理については、独立行政法人農畜産業振興機構リスク管理規程及びリスク管理の手引き等を整備するとともに、リスク管理委員会を設置し、その推進を図ることとしています。リスク管理委員会を中心とした体制の下、各部署において、その実施する業務について、あらかじめリスクとなりうる項目を列挙してモニタリングし、定期的な点検と年間の取組実績の評価・改善を行うことにより、PDCA サイクルに基づくリスク管理を行っています。特に、列挙したリスクとなりうる項目のうち、それが顕在化した場合に重大な影響が懸念される業務システムの停止や個人情報の流出等について

は、最重要リスクとして位置付けた上で、重点的に発生防止に努めているところです。

令和4年度では、こうしたリスク管理の形骸化の防止と実効性向上のため、リスクの予測や予防策の策定等について習得し、担当業務のリスクに関する意識を高めるための研修や若手職員を対象とした研修会を実施することにより、職員に対するリスク管理の重要性の涵養を図っています。

(参考) 図2 リスクマネジメントのプロセス図

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

デジタル社会の実現に向けた取組が一層加速し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が強く求められる中、内部管理のデジタル化や農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等を活用した業務手続のオンライン化等による更なる業務運営の効率化、利便性の向上が課題となっています。また、数多くの業務システムを有している a l i c にとっては、サイバー攻撃や災害等情報セキュリティのリスクに対する組織的能力の強化とその維持が不可欠となっています。

令和4年度においては、文書管理及び会計事務の電子決裁化に対応したシステムの構築を行いました。

また、a l i c 業務に係る手続等における関係者の利便性の向上、業務運営の簡素化・効率化等を図る観点から、eMAFF の本格的運用を開始しました。

なお、情報セキュリティ対策については、外部ファイアーウォールの運用、メールセキュリティ対策ソフトの強化や、役職員を対象とした研修、標的型メール訓練等を実施するなどハード・ソフトの両面からの取組を継続しています。

また、独立行政法人の情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）において、独立行政法人がPMOを設置し、情報システムの整備及び管理を行うこととされました。このため、a l i c として適当なPMOの体制・役割を決定するとともに、設置に必要な規程を整備しました。

○リスクマネジメントのプロセス

